

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔政 令〕

- 外務省組織令の一部を改正する政令 (一九三)
- 在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令 (一九四)
- 在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の額、住居手当に係る控除額及び限度額並びに子女教育手当に係る自己負担額を定める政令の一部を改正する政令 (一九五)
- 国土交通省組織令の一部を改正する政令 (一九六)
- 毒物及び劇物指定令の一部を改正する政令 (一九七)

〔省 令〕

- 大臣管理量に係るくろまぐろの採捕の停止に関する省令(農林水産四〇)

〔告 示〕

- 保険業法第二百七十一条の三十三第一項第二号の規定による同法第二百七十一条の十第二項ただし書の認可の失効に関する件 (金融庁三四、三五)

- 千九百七十年六月十九日にワシントンで作成された特許協力条約に基づく規則の修正に関する件 (外務二二四)

- 関税暫定措置法別表第一の六に掲げる物品の平成三十年度の初日から平成三十年五月三十一日までの輸入数量を告示する件 (財務一六六)
- 平成三十年度の初日から平成三十年五月三十一日までの生鮮等牛肉及び冷凍牛肉の各輸入数量及び各協定対象外輸入数量を告示する件 (同一六七)

- 平成三十年度の初日から平成三十年五月三十一日までの豚肉等並びに生きている豚及び豚肉等の各輸入数量を告示する件 (同一六八)
- 平成三十年度の初日から平成三十年五月三十一日までの生鮮等牛肉(オーストラリア原産品に限る。)及び冷凍牛肉(オーストラリア原産品に限る。)の各輸入数量を告示する件 (同一六九)

- 関税暫定措置法別表第一の六の二の項に係る物品についての平成三十年における輸入数量に基づく特別緊急関税の発動日を告示する件 (同一七〇)
- 所得税法施行令第二百六十二条第一項に規定する国税庁長官の定める方法を定める件の一部を改正する件 (国税庁一六)

- 租税特別措置法施行規則第十八条の二十一第九項に規定する国税庁長官の定める方法を定める件 (同一七)
- 生産業者の住所及び肥料の名称の変更に係る届出があつた件 (農林水産一四七七)
- 災害にかかった農地に代わる農地を造成するのに要する標準的な費用の額の算定方法を定める件 (同一七八)

- 電気事業法第五十七条の二第一項の登録調査機関として登録の更新をした件(経済産業一二五)
- 中小企業信用保険法第二条第五項第二号の事業活動の制限を指定し、事由を定める件(同一二六)
- 登録調査機関の調査業務を行う事務所所在地を変更する件(特許庁五)
- 住宅の品質確保の促進等に関する法律の規定により特別評価方法認定をした件(国土交通七八四)
- やんばる国立公園の公園区域を変更する件(環境四八)
- やんばる国立公園の公園計画を変更する件(同四九)
- やんばる国立公園の特別地域の区域を変更する件(同五〇)
- やんばる国立公園の特別保護地区の区域を変更する件(同五一)
- アメリカ合衆国が使用を許される施設及び区域について、共同使用及び追加提供が決定された件 (防衛一四九)

- 道路に関する件 (東北地方整備局一六一、一六五)
- 道路に関する件 (中国地方整備局六三、六五)
- 道路に関する件 (九州地方整備局八九)

- 国会事項
- 人事異動

- 内閣 内閣府 特許庁
- 〔公 告〕
- 諸事項

- 官庁 証票無効関係

裁判所
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生関係
会社その他

本日公布された法令の「あらまし」は、次のページに掲載されています。

政令第百九十七号

毒物及び劇物指定令の一部を改正する政令

内閣は、毒物及び劇物取締法（昭和二十五年法律第三百三十三号）第二十三条の八並びに別表第一第二十八号及び別表第二第九十四号の規定に基づき、この政令を制定する。

毒物及び劇物指定令（昭和四十年政令第二号）の一部を次のように改正する。

第一条中第一号の九を第一号の十とし、第一号の八を第一号の九とし、第一号の七の次に次の一号を加える。

一の八、五-イソシアナト-イソシアナトメチル-一・三・三-トリメチルシクロヘキサ-ン及びこれを含有する製剤

第一条中第六号の十四を第六号の十五とし、第六号の七から第六号の十三までを一号ずつ繰り下げ、第六号の六の次に次の一号を加える。

六の七、ニ-クロロピリジン及びこれを含有する製剤

第一条中第十号の四を第十号の五とし、第十号の三の次に次の一号を加える。

十の四、（ジクロロメチル）ペンゼン及びこれを含有する製剤

第一条中第十九号の六を第十九号の七とし、第十九号の五を第十九号の六とし、第十九号の四の次に次の一号を加える。

十九の五、（トリクロロメチル）ベンゼン及びこれを含有する製剤

第一条中第二十二号の二を第二十二号の三とし、第二十二号の次に次の一号を加える。

二十二の二、ビス（四-イソシアナトシクロヘキシル）メタン及びこれを含有する製剤

第一条中第二十三号の三を第二十三号の五とし、第二十三号の二の次に次の二号を加える。

二十三の三、ニ-ヒドロキシエチルアクリレート及びこれを含有する製剤

二十三の四、ニ-ヒドロキシプロピルアクリレート及びこれを含有する製剤

第二条第一項中第四号の七を第四号の八とし、第四号の六を第四号の七とし、第四号の五を第四号の六とし、第四号の四の次に次の一号を加える。

四の五、N-（二-アミノエチル）エタン-一・二-ジアミン及びこれを含有する製剤

第二条第一項中第十一号の三を第十一号の四とし、第十一号の二を第十一号の三とし、第十一号の次に次の一号を加える。

十一の二、エタン-一・二-ジアミン及びこれを含有する製剤

第二条第一項第三十二号中（179）を（182）とし、（182）から（178）までを（115）から（181）までとし、（111）を（113）とし、その次に次のように加える。

（114）ニ・三・三-ニ-テトラフルオロ-ニ-（トリフルオロメチル）プロパン-ニトリル及びこれを含有する製剤

第二条第一項第三十二号中（109）までを（109）までとし、（109）を（111）とし、その次に次のように加える。

（110）四-（シアノメチル）-ニ-イソプロピル-五・五-ジメチルシクロヘキサ-ニ-カルボキサ-ニ-リド及びこれを含有する製剤

第二条第一項第三十二号中（108）を（108）とし、（108）の次に次のように加える。

（109）一-（三-クロロ-ニ-ピリジル）-四-シアノ-ニ-メチル-六-（メチルカルボモイ-ル）-一-（五-（トリフルオロメチル）-ニ-ヒ-ニ-三・四-テトラソール-ニ-ニール）-メチル-一-ヒ-ピラソール-五-カルボキサ-ニ-リド及びこれを含有する製剤

毒物及び劇物指定令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名 御璽

平成三十年六月二十九日

内閣総理大臣 安倍 晋三

第二條第一項中第三十七号の六を第三十七号の七とし、第三十七号の三から第三十七号の五までを
一号ずつ繰り下げ、第三十七号の二の次に次の一号を加える。

三十七の三 ジエチルルスルファート及びこれを含有する製剤

第二條第一項中第五十六号の二を第五十六号の三とし、第五十六号の次に次の一号を加える。

五十六の二 N・Nジメチルプロバンール・ニシアミン及びこれを含有する製剤

第二條第一項第六十八号の次に次の二号を加える。

六十八の二 水酸化リチウム及びこれを含有する製剤

六十八の三 水酸化リチウム一水和物及びこれを含有する製剤

第二條第一項中第七十四号の五を第七十四号の六とし、第七十四号の四を第七十四号の五とし、第
七十四号の三の次に次の一号を加える。

七十四の四 一・二・三トリクロロプロパン及びこれを含有する製剤

第二條第一項中第七十七号の三を第七十七号の四とし、第七十七号の二の次に次の一号を加える。

七十七の三 二酸化アルミニウムナトリウム及びこれを含有する製剤

第二條第一項中第八十号の六を第八十号の七とし、第八十号の二から第八十号の五までを一号ずつ
繰り下げ、第八十号の次に次の一号を加える。

八十の二 N・Nピバス(ニアミノエチル)エタンール・ニシアミン及びこれを含有する製剤

第二條第一項第九十六号の次に次の一号を加える。

九十六の二 ホスホン酸及びこれを含有する製剤

第二條第一項第九十八号の二に「製剤」の下に「ただし、無水酢酸O・二%以下を含有するもの
を除く。」を加える。

第二條第一項中第九十九号を第百十号とし、第百八号を第百九号とし、第百七号の次に次の一号を加
える。

百八 レソルシノール及びこれを含有する製剤。ただし、レソルシノール二〇%以下を含有するも
のを除く。

附則
(施行期日)

1 この政令は、平成三十年七月一日から施行する。ただし、第二條第一項第三十二号及び第九十八
号の二の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この政令の施行の際現にこの政令による改正後の第一條第一号の八、第六号の七、第十号の四、
第十九号の五、第二十二号の二、第二十三号の三及び第二十三号の四並びに第二條第一項第四号の
五、第十一号の二、第三十七号の三、第五十六号の二、第六十八号の二、第六十八号の三、第七十
四号の四、第七十七号の三、第八十号の二、第九十六号の二及び第百八号に掲げる物の製造業、輸
入業又は販賣業を営んでいる者が引き続き行う当該営業については、平成三十年九月三十日まで、
毒物及び劇物取締法(次項において「法」という。)第三條、第七條及び第九條の規定は、適用しな
い。

3 前項に規定する物であつてこの政令の施行の際現に存するものについては、平成三十年九月三十
日まで、法第十二條第一項(法第二十二條第五項において準用する場合を含む。)及び第二項の規
定は、適用しない。

厚生労働大臣 加藤 勝信
内閣総理大臣 安倍 晋三